

高森町営学生寮「たかもり^{ときわ}時空和ベース」入寮希望者の皆様

高森町教育長 古庄 泰則
(公印省略)

高森町営学生寮「たかもり^{ときわ}時空和ベース」入寮生の2次募集について

標記の件について、入寮をご希望の方は、下記事項をご確認のうえ、申し込みをお願いします。

記

1) 設置の目的

熊本県立高森高等学校の生徒に対し、遠隔地のため通学に困難が生じると認められる生徒を受け入れ、寮生活を通じて、自主・自律・友愛の精神を養い、高校生としての自覚と責任を育み、礼節を重んじ、優秀な人物を育成する。

2) 名称及び所在地等

○名称 たかもり^{ときわ}時空和ベース

○所在地 〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森 2213 番地 8

● A棟 女子寮 鉄筋2階建

○施設設備

共同洗濯機5台、シャワー室7室、共同トイレ、各室にエアコン・机・デスクライト・椅子・ベッド・マットレス・金庫・冷蔵庫・電子レンジ・物干竿、防犯カメラ（施設内外）、全館Wi-Fi完備、AED、ガス式洗濯乾燥機2台

● B棟及びC棟 女子寮 木造平屋建

○施設設備

共同洗濯機1台、シャワー室2室、共同トイレ、電子レンジ、各室にエアコン・机・デスクライト・椅子・ベッド・マットレス・金庫・冷蔵庫・姿見鏡・防犯カメラ（施設内外）、全館Wi-Fi完備

○募集人員

(A棟2階 2人1室) 女子生徒 **2名**

合計 2名

今回、男子寮は定員に空きがないため、募集いたしません。

3) 寮費及び寮費の内訳

高校生 75,000円／月

(寮費内訳)

・食事(1日3食、土日、祝日含む)、寮監費、光熱水費、共益費、Wi-Fi使用料
※入寮時に、敷金(入寮費)として月額2か月分(150,000円)が必要。敷金(入寮費)は、退去時における居室の清掃費用、消耗品(カーテン等)交換費用、修繕が必要な場合の修繕料等となり、退去時に必要な費用を差し引いた残金については返金します(不足する場合は、追加でご負担をお願いします)。

※寮費については物価上昇等の影響により今後変更となる場合があります。

4) 入寮申込について

①申込について

入寮を希望する生徒は、入寮申請書(様式第1号)を次のとおり提出して下さい。

- ・申請受付期間：令和7年3月12日(水)～令和7年3月18日(火)午後0時必着
- ・提出方法：郵送(簡易書留郵便)のみ

表書きに朱書きで「町営学生寮入寮申請書」としてください。

- ・提出先：〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地

高森町教育委員会事務局 高森高校マンガ学科推進室宛

②入寮者の決定について

高校生の入寮者の決定については、次の優先順位のとおりとし、募集の入寮定員を超える場合、高森町教育委員会事務局において厳正に抽選し決定します。なお、部屋の指定はできません。あらかじめご了承ください。

【優先順位】

第1位 高森町立高森東学園義務教育学校出身の生徒

第2位 熊本県外出身中学校の生徒

第3位 熊本県内出身中学生で高森高校まで公共交通機関により通学が困難な生徒

第4位 その他高森町教育長が入寮を適当と認める生徒

③入寮者決定の通知について

入寮者の決定は3月19日(水)までに行い、簡易書留郵便にてその旨通知します。(落選した申請者にもその旨通知します。)

④その他

入寮者の選考に際し、異議、質疑等については一切お答え致しませんので予めご了承下さい。

なお、落選した申請者には、高森町教育委員会事務局より、高森町内の下宿等について紹介することができます。

5) 保護者の心得

(1) 寮内立ち入り・面会について

イ) 外来者は、必ずA棟事務室(寮監)に届け出のうえ、面会して下さい。

ロ) 寮内における面会場所は、指定された場所でのみ可能です。

ハ) 面会時間は、19時30分までとします。

- 二) 感染症拡大防止のため、発熱諸症状がある場合は、寮内への立ち入り・面会をお断りしますので、予めご了承ください。
- (2) 郵便物について
- イ) 普通郵便、小包等には現金を入れないでください。
 - ロ) 郵便物は必ず時間指定(18時~20時)で、A棟事務室(寮監)宛てに入寮生徒名を明確にして送って下さい。
- (3) 保健衛生について
- イ) 病気、負傷等に備えて、保険証(遠隔地証明書)を必ず準備して下さい。
 - ロ) 新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の「感染症」と診断された場合には、自宅療養をお願いしますが、県外等でどうしても対応ができない場合は、高森町教育委員会事務局、高森高校、寮監、保護者との協議によりその対応を決定します。
 - ハ) アレルギー等食事に制限がある場合は、高森町教育委員会事務局へ入寮前に必ず報告して下さい。なお、アレルギー食への対応は委託業者の都合でできません。アレルギー等がある場合は、事前に保護者と高森町教育委員会事務局にて対応を協議します。
- (4) 金銭及び貴重品について
- 小遣いは必要最低限におさえ、高額な現金を所持させないようにして下さい。また、現金及び貴重品は、各室備付の金庫を使用し、自己責任において管理するよう指導をお願いします。
- (5) 外泊について
- 原則として友人宅等への外泊は認めません。帰省の際には、保護者を通じて「帰省・外泊願」を、寮監へ提出して下さい。緊急を要する場合は、必ず、保護者から直接寮監へ電話連絡をして下さい。
- (6) 洗濯機等の家電製品の使用方法について
- イ) 洗濯は、共同の洗濯機を洗濯室で使用しますが、基本的な使用方法については事前に各家庭でご指導をお願いします。
 - ロ) 電子レンジを男子寮は1階食堂に、女子寮は各棟に1台備え付けており、共同で使用しますが、基本的な使用方法については事前に各家庭でご指導をお願いします。
 - ハ) 節水・節電についてもご協力くださいますようご家庭で事前にご指導をお願いします。なお、光熱水費が想定の使用料を超過する場合には、寮費月額に加算する場合がありますので予めご了承ください。
- (7) 施錠の徹底について
- イ) 通学時はもとより、食堂での食事、寮内で短時間においても自室を空ける時は、防犯上の観点から必ず施錠を徹底するようご家庭で事前にご指導をお願いします。
 - ロ) 各居室の鍵については、入居1名に1個貸し出します(紛失の場合は実費負担となります)。
- (8) 器物、設備等の破損について
- 寮備付の備品や設備等を破損した場合の修理費等は、実費相当額をご負担いただきますので、損害保険の加入をお奨めいたします。
- (9) 長期休暇について

冬期休業日（年末年始）は閉寮期間があります。閉寮期間については、高森高校の学校スケジュールが判明次第事前に通知します。

(10) 食事の提供について

- イ) 食事は毎日3食提供します。
- ロ) 平日の昼食（弁当）を、昼食時間までに準備します。
- ハ) 昼食で使用する弁当箱を準備していただきます。（別途通知）
- ニ) 保健衛生管理の関係上、厨房室への立ち入りは一切できません。

(11) 入浴について

- イ) 入浴時間は18時から21時までとし、使用順番は寮監が別途定めるものとします。
- ロ) 入浴時は袋やバッグに着替えを入れ、直接衣類を棚に置かないよう利用して下さい。
- ハ) 湯船は設置しておりません。シャワーの利用は節水に努めて下さい。

(12) 退寮について

- イ) 退寮は原則年度末とします。ただし、特別な理由があると高森町教育長が認めた場合はこの限りではありません。
- ロ) やむを得ない事情で途中退寮する場合は、退寮日を問わず当該月分まで寮費を納入していただきます。
- ハ) 途中退寮を希望する場合は、退寮希望月の2カ月前までに所定の様式を寮監へ提出して下さい。
- ニ) 退寮時には、高森町教育委員会事務局が手配し、居室の清掃、消耗品（カーテン等）交換、修繕（必要な場合）を行います。その費用については、入寮時の敷金（入寮費）を充てることとし、敷金（入寮費）で不足する場合は、追加で実費を負担していただきますので予めご了承ください。また、退寮時に未納の寮費又は損害賠償金があるときは敷金（入寮費）より徴収します。
- ホ) 退寮時には、各居室の鍵を寮監へ確実に返却をお願いします。また、退寮時に生じた不要となった私物については、各自の責任で適切に処分して下さい。
- ヘ) 次の行為に該当する場合、当該寮生は退寮を命じられます。
 - (1) 寮内における窃盗又は無断借用
 - (2) 危険物又は違法薬物の所持
 - (3) 飲酒、喫煙
 - (4) 故意によるたかもり時空和ベースの施設、設備又は備品の破損
 - (5) 無断外泊、虚偽の申告による外泊、又は門限以降の無断外出
 - (6) 他人への暴力行為又は自傷行為等が認められたとき
 - (7) 退学又は翌年度に進級する見込みがないと判断されたとき
 - (8) 特別な理由がなく、学校の欠席や遅刻が続き、改善の見込みがないと判断されたとき
- (9) 寮の秩序を乱し、他寮生に多大な迷惑を及ぼす行為があったとき
- (10) 寮監による複数回の生活指導にもかかわらず、改善の見込みがないと判断されたとき
- (11) その他寮内で生活させることが困難であると認められたとき

6) 寮費の支払いについて

- (1) 寮費の納入は、預貯金口座からの自動振替とします。預金口座は肥後銀行、JA阿蘇、熊本県信用組合、ゆうちょ銀行のいずれかとなりますので、当該口座をお持ちでない方は、新規口座の開設手続きをお願いします。
- (2) 毎月25日が当月寮費の振替日となります。ただし、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は翌営業日となります。
- (3) 振替日までに登録された口座の預金残高をご確認下さい。残高不足の場合、振替ができませんので、後日高森町教育委員会事務局が発行する納付書により所定の方法で速やかに納入をお願いします。
- (4) 病気や怪我による入院等のやむを得ない理由に限り、連続15日以上欠食の場合のみ、相当額を後日返金しますので、その際は、高森町教育委員会事務局へ申し出て下さい。ただし、食費以外の返金はありません。
- (5) 指定の期日までに寮費が納付されない場合は、20日以内に督促状を発するものとし、3か月以上寮費が滞納した場合は、退寮を命じることがあります。また、寮費の納入が3か月以上確認できない場合は、予めご提出いただく保証人に、高森町教育委員会事務局から督促の通知を行いますのでご了承下さい。
- (6) やむを得ない理由により、寮費の支払いが遅れる場合には、高森町教育委員会事務局へ事前にご相談下さい。

7) 入寮について

- (1) 令和7年(2025年)4月5日(土)から入寮が可能です。食事の提供開始日は別途連絡します。
 - イ) 事前に荷物を送られる場合は、到着日等を含め事前に高森町教育委員会事務局へご相談下さい。
 - ロ) 土曜日、日曜日の入寮者の混雑が予想されます。入寮日及び入寮時間を調整させていただく場合がありますので予めご了承下さい。
- (2) 寮生活で、主に必要なものは以下のとおりです。
 - 寝具一式 洗面具 スリッパ 着替え 雨具 常備薬 ブックエンド
 - 居室の清掃用具 延長ケーブル その他最低限度の手回り品※電気(灯油・ガス)ストーブや電気毛布などの熱を発する電化製品は、防火上の理由から持ち込みできません。
※居室の清掃は各自でお願いします。
※共有部分の清掃は別途寮監の指示に従ってください。

8) その他連絡事項

- (1) 寮生は徒歩通学が基本となりますが、部活動や日常生活の移動手段として自転車の所有を希望する生徒は、車両の防犯登録及び熊本県内で義務化されている自転車損害賠償保険の加入手続きを必ず行ってください。
- (2) 自転車を利用する時は、交通ルールとマナーを守り、交通事故に遭わない、おこさないように安全な運転を心がけるようご家庭で事前の指導をお願いします。

9) 連絡先

本件に関する不明な点は以下までお問合せ下さい。

〒869-1602 熊本県阿蘇郡高森町大字高森2168番地

高森町教育委員会事務局 Tel 0967-62-0227

高森高校マンガ学科推進室 担当 白石 孝二

※本件に関する内容は「高森高校」ではお答えできませんのでご注意ください。

高森町営学生寮入寮申請書

令和 年 月 日

高森町教育長 様

入寮者氏名

自宅の住所

保護者氏名 _____ (印)

このたび高森町営学生寮たかもり時空^{ときわ}和ベースに入寮したいので、許可されるよう申請します。

なお、申請者数が、入寮定員を超える場合、高森町教育委員会事務局による抽選により決定されることに同意し、一切の意義を申し立てないことを誓約します。

(添付資料) ①高森高等学校合格通知書の写し ②入寮希望者個人票

事務局使用欄 (申請者は何も記載しないで下さい)

受付年月日	受付番号	仮くじ番号	本くじ番号	抽選番号	可・否

入寮希望者個人票

ふりがな 生徒氏名	生年月日	年 月 日
	出身中学校	
	都道府県	
保護者氏名	入学学科	<input type="checkbox"/> 普通科グローバル探究コース <input type="checkbox"/> マンガ学科
連絡先	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> その他（職場等） （ - - ）	電話番号
※以下、出身中学が熊本県内の場合のみご記入ください。		
自宅から最寄りの JR駅名	JR（ ）線（ ）駅	
自宅から最寄り駅 までの距離及び移 動手段	（ ）km <input type="checkbox"/> 徒歩 ・ <input type="checkbox"/> 自転車 ・ <input type="checkbox"/> 原動機付自転車 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
その他		

※□には該当箇所にチェックを入れてください